

社会福祉法人 まこと会
役員及び評議員 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条及び定款第24条の規定に基づき、社会福祉法人まこと会の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の適用に当たって、役員とは理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1に掲げる報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席した時は、別表1に掲げる報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2に掲げる報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は、実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は、出張終了後支払うことを原則とするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することもできる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員の報酬については、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理 事 会 出 席 報 酬 (理 事 ・ 監 事)	5,157円
評 議 員 会 出 席 報 酬	5,157円
監 事 監 査 指 導 報 酬	10,315円

別表2

旅 費	報 酬(1日)
実 費	5,157円